

## 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案要綱

### 第一 目的

この法律は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図り、もって農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

### 第二 定義

一 「農林漁業有機物資源」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち、動植物に由来する有機物であつて、エネルギー源として利用することができるものとする。

二 「バイオ燃料」とは、農林漁業有機物資源を原材料として製造される燃料（単なる乾燥又は切断その他の主務省令で定める簡易な方法により製造されるものを除く。）をいうものとする。

三 「生産製造連携事業」とは、農林漁業者若しくは木材製造業を営む者（以下「農林漁業者等」という。）又は農業協同組合その他の政令で定める法人で農林漁業者等を直接若しくは間接の構成員（以下単

に「構成員」という。）とするもの（以下「農業協同組合等」という。）及び特定バイオ燃料（バイオ燃料のうち、相当程度の需要が見込まれるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の製造の事業を営む者（以下「バイオ燃料製造業者」という。）又は事業協同組合その他の政令で定める法人でバイオ燃料製造業者を構成員とするもの（以下「事業協同組合等」という。）が、(一)並びに(二)のイ及びロに掲げる措置のすべてを実施することにより農林漁業有機物資源の生産（農林漁業有機物資源をバイオ燃料の原材料として利用するために必要な収集その他の主務省令で定める行為を含む。以下同じ。）から特定バイオ燃料の製造までの一連の行程の総合的な改善を図る事業をいうものとする。

(一) 農林漁業者等又は農業協同組合等とバイオ燃料製造業者又は事業協同組合等との間における農林漁業有機物資源の安定的な取引関係の確立

(二) (一)に掲げる措置を実施するために必要な次に掲げる措置

イ 特定バイオ燃料の原材料に適する新規の作物の導入、農林漁業有機物資源の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の導入その他のバイオ燃料製造業者の需要に適確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置（当該措置と併せて実施する農林漁業有機物資源の効率的な運搬を

図るための措置を含む。)

ロ 特定バイオ燃料の製造に要する費用の低減に資する製造の方式の導入又は施設の整備その他の特定バイオ燃料の効率的な製造を図るための措置(当該措置と併せて実施する農林漁業有機物資源の効率的な運搬を図るための措置を含む。)

四 「研究開発事業」とは、次のいずれかに掲げる研究開発を実施する事業で、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に特に資するものとする。

- (一) バイオ燃料の原材料に適する新品種の育成、農林漁業有機物資源の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の開発その他の農林漁業有機物資源の生産の高度化に資する研究開発
- (二) バイオ燃料の製造に要する費用の低減に資する製造の方式又は機械の開発その他のバイオ燃料の製造の高度化に資する研究開発  
(第二条関係)

### 第三 基本方針

- 一 主務大臣は、政令で定めるところにより、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

二 基本方針においては、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進の意義及び基本的な方向、生産製造連携事業及び研究開発事業の実施に関する基本的な事項、食料及び飼料の安定供給の確保、農林漁業有機物資源が廃棄物である場合におけるその適正な処理の確保その他の農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に際し配慮すべき重要事項等を定めるものとする。

三 基本方針は、農林漁業有機物資源の生産及びバイオ燃料の製造に関する技術水準、エネルギー需給の長期見通しその他の事情を勘案して定めるものとする。

四 基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする。

五 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

(第三条関係)

#### 第四 生産製造連携事業計画の認定等

一 農林漁業者等又は農業協同組合等は、バイオ燃料製造業者又は事業協同組合等と共同して、生産製造連携事業に関する計画（以下「生産製造連携事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出し

て、その生産製造連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

二 主務大臣は、提出された生産製造連携事業計画の目標、内容及び実施期間等が、基本方針に照らし適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

三 認定を受けた生産製造連携事業計画の変更及び認定（変更の認定を含む。）を受けた生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）の認定の取消しについて規定すること。

（第四条及び第五条関係）

## 第五 研究開発事業計画の認定等

一 研究開発事業を行おうとする者は、研究開発事業に関する計画（以下「研究開発事業計画」という。）

（一）を作成し、これを主務大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

二 主務大臣は、提出された研究開発事業計画の目標、内容及び実施期間等が、基本方針に照らし適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

三 認定を受けた研究開発事業計画の変更及び認定（変更の認定を含む。）を受けた研究開発事業計画（

以下「認定研究開発事業計画」という。）の認定の取消しについて規定すること。

(第六条及び第七条関係)

## 第六 農業改良資金助成法等の特例

農業改良資金助成法第二条の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）、林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項の林業・木材産業改善資金並びに沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金及び同条第四項の青年漁業者等養成確保資金のうち政令で定める種類の資金であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。）が認定生産製造連携事業計画に従つて第二の三の二のイに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）を、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること。

(第八条から第十条まで関係)

## 第七 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、中小企業者又は事業を営んでいない個人が認定生産製造連携事業計画又は認定研究開発事業計画に従つて第

二の三の(二)のロに掲げる措置を実施し、又は研究開発事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有等を行うことができるものとする。

(第十一条関係)

#### 第八 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例

産業廃棄物処理事業振興財団は、認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従って行う特定バイオ燃料の製造（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証等を行うことができるものとする。

(第十二条関係)

#### 第九 種苗法の特例

一 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種に関する品種登録出願について、その出願者が一定の要件を満たす者であるときは、出願料を軽減し、又は免除することができるものとする。

二 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る登録品種について、その登録者が一定の要件を満たす者であるときは、第一年から第六年までの各年分の登録料を軽減

し、又は免除することができるとすること。

(第十三条関係)

## 第十 国の施策等

一 国は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するため、情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるとともに、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進の意義に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

(第十四条関係)

二 国は、認定生産製造連携事業計画又は認定研究開発事業計画に従って行われる生産製造連携事業又は研究開発事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(第十五条関係)

三 国は、認定生産製造連携事業計画又は認定研究開発事業計画に従って行われる生産製造連携事業又は研究開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(第十六条関係)

## 第十一 報告の徴収及び罰則

認定生産製造連携事業計画又は認定研究開発事業計画の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反に対する罰則について必要な規定を設けること。

(第十七条及び第二十条関係)



## 第十二 主務大臣等

- 一 この法律における主務大臣等について定めること。  
(第十八条関係)
- 二 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができるものとする。  
(第十九条関係)

## 第十三 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。  
(附則第一条関係)
- 二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があるとき、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(附則第二条関係)